

HP

水道基本料金の免除制度について

新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中で、物価高騰等の影響を受けている市民の方への生活支援として、水道基本料金を4か月分免除します。

免除内容 水道料金のうち、基本料金のみ免除となります。（水道料金の水量料金および下水道使用料は免除の対象ではありません。）

免除対象者 水道料金の用途を家庭用（家庭併用も含む）として使用している方（用途を公衆浴場用および一般用として使用している方は免除の対象ではありません。）

免除の期間 4か月分（令和4年11月から令和5年2月までの検針分）

- ・奇数月検針地区 令和4年11月定期検針分および令和5年1月定期検針分
- ・偶数月検針地区 令和4年12月定期検針分および令和5年2月定期検針分
- ・毎月検針の方 令和4年11月から令和5年2月までの各月定期検針分

※ 入転居等を含むご使用の場合は、免除期間が4か月に満たない場合や免除の対象外の場合があります。

免除額 設置されている水道メーターの口径により、基本料金の免除額が異なります。

口径13mm 1か月781円（4か月3,124円）、口径20mm 1か月1,221円（4か月4,884円）

※ **申請手続きは不要です。**（定期検針時に検針票（水道・下水道使用量等のお知らせ）にて水道基本料金額を差し引いた免除後の水道料金額をお知らせします。）

お問合せ 函館市水道お客さまセンター ☎27-8731 <https://www.city.hakodate.hokkaido.jp/docs/2022080200031/>

電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金

電力・ガス・食料品等の価格高騰による負担増を踏まえ、特に家計への影響が大きい住民税非課税世帯等に対して、1世帯あたり5万円を支給します。

給付対象世帯 **住民税非課税世帯**（令和4年9月30日時点において函館市に住民登録があり、かつ世帯全員の令和4年度の住民税均等割が非課税である世帯）または**家計急変世帯**（予期せず令和4年1月から12月までの任意の1か月の収入が減少し、世帯全員が住民税非課税相当となった世帯）ただし、住民税課税者の扶養親族等のみで構成される世帯は対象外。

申請方法 令和4年度住民税非課税世帯には11月下旬以降順次、**確認書**を送付しますので、内容をご確認のうえ返送してください。家計急変世帯の場合は、**申請書**に必要事項を記入し、提出書類とともに郵送してください。

※ 申請書は、11月下旬以降に市役所本庁舎等で配布予定です。

支給時期 確認書（申請書）を受付後、書類不備等がない場合、約3週間後に支給予定です。

※ 配偶者やその他親族からの暴力等を理由に函館市に避難している方で住民票を移すことができない場合でも対象となる可能性がありますので、配偶者暴力相談支援センター（☎21-3010）にお問合せください。

お問合せ コールセンター ☎0120-685-667 平日（12月29日～1月3日を除く）午前9時～午後5時

令和4年度函館市住民税非課税世帯等への臨時特別給付金・物価高騰等緊急給付金

市では、令和4年度に新たに住民税非課税となった世帯（令和3年度非課税世帯もしくは家計急変世帯の給付金対象となった世帯は対象外）に対して、1世帯あたり10万円、令和3年度から引き続き住民税非課税である世帯等に対して、1世帯あたり2万円を支給しています。

申請期限 郵送により、11月30日(水)必着

お問合せ コールセンター ☎0120-685-667 平日 午前9時～午後5時

HP

新型コロナウイルス感染症に関するお知らせ

■新型コロナワクチン接種済証明書

「新型コロナワクチン接種記録書」または「新型コロナウイルスワクチン予防接種済証」をお持ちの方は、どちらの書類もワクチン接種の事実を示す書類になります。紛失した方などは申請により証明書を発行します。

そのほか、マイナンバーカードによるコンビニ交付や電子証明アプリでの取得も可能です。詳しくは下記HPをご覧ください。

<https://www.city.hakodate.hokkaido.jp/docs/2022092200012/>

お問合せ 函館市新型コロナワクチン接種相談センター ☎0120-966-216

■新型コロナウイルス感染症の療養を証明する書類

保健所では、新型コロナウイルス感染症の陽性者のうち、以下のいずれかの条件に当てはまる方に対し、療養を証明する書類を郵送しております。申請は不要です。詳しくは下記HPをご覧ください。

なお、陽性者が急増するなど、感染状況により陽性判明日から書類の発送まで時間を要する場合があります。

ご不便をおかけしますがご了承ください。

【療養証明送付の対象者】

保健所や医療機関で陽性判定をされた方のうち、以下の条件に当てはまる方

9月25日以前に陽性判定をされた方 65歳以上の方 入院を要する方

重症化リスクがあり、新型コロナウイルス感染症の治療・投薬が必要な方 妊娠している方

<https://www.city.hakodate.hokkaido.jp/docs/2022062700061/files/ryouyoukikansugoshikata.pdf>

お問合せ 保健予防課 ☎32-1547

